

(食品添加物に関する協力のための日本国政府と欧州連合との間の書簡 (仮訳))

(欧州連合側書簡)

2019年1月31日

日本国外務省経済局長
山上信吾 殿

本使は、経済上の連携に関する欧州連合と日本国との間の協定の交渉において両者の間で議論されたように、食品添加物の分野において欧州連合が日本国と協力する意図を確認する光栄を有します。

また、本使は、欧州連合の関係当局が、別添文書に基づき食品添加物に関する事項について協力するために日本国の関係当局と取り組む用意があることを伝える光栄を有します。

日本国駐在
欧州連合特命全権大使
パトリシア・フロア

附属書

食品添加物に関する協力

日本国と欧州連合の食品添加物の承認に関連する当局（以下「両当局」という。）間の協力を通じて日本国と欧州連合双方の消費者のための食品安全を促進するとともに、日本国と欧州連合との間の食品添加物が使用される製品の貿易に対する衛生植物検疫措置による悪影響を最小限にすることを目的として、次のことを行う。

1. 両当局は、東京で作成された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第六章（衛生植物検疫措置）（食品添加物に関する附属書を含む。）の関連規定を考慮した上で、それぞれの法令及び手続に従って、可能な範囲内で、かつ、利用可能な資源の範囲内で、食品添加物に関する事項についての協力（全般的及び個別の食品添加物についての協力）を促進することを意図する。当該協力は、国際基準及び指針、食品添加物の承認手続で必要となるデータに係る要件を含む科学的事項並びに食品添加物の効率的な承認手続のための関連する実務の知見に関係するものとするができる。
2. 科学当局は、お互いの当局の業務の内部的な分担を完全に尊重して、2015年10月15日付けの欧州食品安全機関と日本国の食品安全委員会との間の協力に関する覚書の範囲内において、全般的な及び個別の食品添加物に関する情報交換を促進することを奨励される。
3. 両当局は、要請された場合には、科学当局を通じて、食品添加物の承認の根拠として用いた危険性の評価を共有する意図を表明する。
4. 両当局は、食品添加物の承認手続において、食品添加物の承認のために必要な申請書及び要求される情報が申請者から提出されることが不可欠であることを再確認する。申請を受けた当局から要請があった場合には、他方の関連する当局は、自国の法令が許容する範囲内において、要請した当局に対し、要請された当局での承認手続で使用した情報を提供する。
5. 2から4に規定する情報交換は、食品添加物を承認するための個別の申請に関する各当局による承認手続の結果を予断するものではなく、また、個別の食品添加物の承認を確保することを約束するものでもない。
6. 両当局は、それぞれの関連する法令及び手続に従って、食品添加物の使用を拡大する場合を含めて、食品添加物の承認手続を円滑にする適切かつ双方にとって適当な方法を検討することを意図する。
7. 両当局は、1から6に規定する協力のために、電子的方法の利用、両当局がいつでも招集できるビデオ会議又は会合を含めて、両当局が適当と考えるあらゆる方法により協力する。
8. 両当局は、7に規定する方法を通じた連絡に加えて、適当な場合には、東京で作成された経済上の連携に関する欧州連合と日本国との間の協定第六章（衛生植物検疫措置）第六・十五条に規定する衛生植物検疫措置に関する専門委員会及び両当局にとって利用可能な他の機会を含めて、それぞれが関心を有する食品添加物の一覧及び食品添加物に関する協力の活動の進捗又は結果について共有又は議論することを意図する。

(日本側書簡)

2019年1月31日

日本国駐在
欧州連合特命全権大使
パトリシア・フロア 閣下

本官は、2019年1月31日付けの閣下の書簡を受領したことを確認するとともに、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定交渉において両者の間で議論されたように、食品添加物の分野において日本国が欧州連合と協力する意図を確認する光栄を有します。

また、本官は、日本国の関係当局が、別添文書に基づき食品添加物に関する事項について協力するために欧州連合の関係当局と取り組む用意があることを伝える光栄を有します。

日本国外務省経済局長
山上信吾

附属書

食品添加物に関する協力

日本国と欧州連合の食品添加物の承認に関連する当局（以下「両当局」という。）間の協力を通じて日本国と欧州連合双方の消費者のための食品安全を促進するとともに、日本国と欧州連合との間の食品添加物が使用される製品の貿易に対する衛生植物検疫措置による悪影響を最小限にすることを目的として、次のことを行う。

1. 両当局は、東京で作成された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定第六章（衛生植物検疫措置）（食品添加物に関する附属書を含む。）の関連規定を考慮した上で、それぞれの法令及び手続に従って、可能な範囲内で、かつ、利用可能な資源の範囲内で、食品添加物に関する事項についての協力（全般的及び個別の食品添加物についての協力）を促進することを意図する。当該協力は、国際基準及び指針、食品添加物の承認手続で必要となるデータに係る要件を含む科学的事項並びに食品添加物の効率的な承認手続のための関連する実務の知見に関係するものとするができる。
2. 科学当局は、お互いの当局の業務の内部的な分担を完全に尊重して、2015年10月15日付けの欧州食品安全機関と日本国の食品安全委員会との間の協力に関する覚書の範囲内において、全般的な及び個別の食品添加物に関する情報交換を促進することを奨励される。
3. 両当局は、要請された場合には、科学当局を通じて、食品添加物の承認の根拠として用いた危険性の評価を共有する意図を表明する。
4. 両当局は、食品添加物の承認手続において、食品添加物の承認のために必要な申請書及び要求される情報が申請者から提出されることが不可欠であることを再確認する。申請を受けた当局から要請があった場合には、他方の関連する当局は、自国の法令が許容する範囲内において、要請した当局に対し、要請された当局での承認手続で使用した情報を提供する。
5. 2から4に規定する情報交換は、食品添加物を承認するための個別の申請に関する各当局による承認手続の結果を予断するものではなく、また、個別の食品添加物の承認を確保することを約束するものでもない。
6. 両当局は、それぞれの関連する法令及び手続に従って、食品添加物の使用を拡大する場合を含めて、食品添加物の承認手続を円滑にする適切かつ双方にとって適当な方法を検討することを意図する。
7. 両当局は、1から6に規定する協力のために、電子的方法の利用、両当局がいつでも招集できるビデオ会議又は会合を含めて、両当局が適当と考えるあらゆる方法により協力する。
8. 両当局は、7に規定する方法を通じた連絡に加えて、適当な場合には、東京で作成された経済上の連携に関する欧州連合と日本国との間の協定第六章（衛生植物検疫措置）第六・十五条に規定する衛生植物検疫措置に関する専門委員会及び両当局にとって利用可能な他の機会を含めて、それぞれが関心を有する食品添加物の一覧及び食品添加物に関する協力の活動の進捗又は結果について共有又は議論することを意図する。